

Topic 27

米国環境保護庁「第1地区」(USEPA “Region1”)

- 1) USEPA Region ってなに？
 - 2) Region1
 - 3) Region1 と VCP を上手に利用して再開発
-

お疲れ様です。環境メルマの佐藤です。

今週は、今までご紹介した6つの州を管轄している EPA Region 1 についてお話いたします。

1) USEPA Region ってなに？

USEPA は全米 50 州を 10 地区に分けて、それぞれの地区に統括オフィスを設置しています。1970 年の設立以降、USEPA は、酸性雨、ハリケーン、地球温暖化、オゾン層破壊、森林保全、もちろん土壌汚染などを含めた環境問題へ取り組んできました。その歴史の中で、おびただしい数のプログラムを開発し、その運営に大忙しです。「パワフル」と評判の USEPA ですが、さすがに連邦、州、地方自治体やコミュニティと個別対応するとなると大変ですので、地区統括オフィスを設置して、そこで EPA が運営する個別プログラムの実質的な対応をされているようです。

連邦のブラウンフィールド活動に関しても 10 地区の統括オフィスによって管理されています。それぞれの地区での活動が相互の刺激となり、活動内容の質を高めているようです。

2) Region 1

これまで環境メルマが紹介してきたニューイングランド地方の 6 州は、“Region 1” と呼ばれる地区統括オフィスによって管理されています。Region 1 は、州の環境関連当局から部族やコミュニティにいたる多様な主体と一しよに環境関連の活動を展開しており、それをより優れたものにしていくために地区統括オフィス内にカスタマーセンターを設けて、メールやフリーダイヤルの電話対応をしているようです。例えば、ブラウンフィールドプログラムに関する詳細情報（条件、費用など）について質問したいときや、環境法に違反するケースを発見したときには、カスタマーセンターが窓口になるというわけです。そういえば、昨年デンバーで開催されたブラウンフィールド会議でたまたまお話した米国のある NPO 代表者の方が、EPA Region オフィスの対応は大変良いとほめておられました。

さて、このオフィスには「サイト浄化と修復(Site Remediation and Restoration)」という部門があり、次のような 4 つのセクションから構成されています。

1. 緊急事態計画と対応セクション（その名の通り、緊急事態に対応します。）
2. 浄化修復セクション 1（所属している 6 つの州のスーパーファンドサイトの対応をします。）

3. 浄化修復セクション2 (主に RCRA サイトやブラウンフィールドについての対応をします。)
4. 技術支援セクション (サイトアセスメントの技術支援、契約管理、費用回復の対応をします。)

ブラウンフィールドの対応をしているセクション3では、コミュニティーをはじめとする様々な主体にとって有意義な再開発を成功させるため、ブラウンフィールド法によって設けられたインセンティブ (助成金やファンド) を公平に審査して提供したり、必要に応じて浄化活動のモニタリングやアシスタント、対象サイトの情報開示や助言に取り組んでいます。

3) VCP と Region 1 の支援策を上手く利用して再開発

さて、州の VCP に参加し、さらに連邦のブラウンフィールドプログラムのインセンティブを申請することはできるのでしょうか? 答えは「できる」です。Todd さんが大役を果たしたオハイオ州トレド市のブラウンフィールド再開発事例 (Topic8) をみてもわかりますよね。EPA からの助成金だけではありません。産業再生関連機関からの助成金、地下貯蔵タンク処置のための助成金など、EPA 関係以外にも実に様々なインセンティブが開発されており、対象サイトとの相性を考えて利用可能なものを上手く利用すれば、ネックになっていた浄化費用の問題のりこえることができます。資金が調達できることが分かれば、あとは州の VCP にしたがって適切な浄化を遂行し、それに成功すれば「Covenant Not to Sue (不起訴契約)」の免罪符を州から頂くことができます。実際には助成金を得るまでのプロセスは単純ではありませんが、連邦のブラウンフィールドプログラムと州の VCP を上手く利用して、より安心できる再開発を推進できるような仕組みを整えていっている様子が分かります。

Region 1 におけるサイト情報開示にもふれてみましょう。Region 1 の HP には、連邦からのインセンティブを受けているブラウンフィールドサイトの情報がリストアップされています。開示されている情報は、サイト名・所在地情報はもちろんのこと、インセンティブの種類とその給付額、現在のサイトの状況 (浄化進捗など)、対象サイトを管理している EPA 代表者・州の代表者・地元・コミュニティーの代表者の連絡先、サイトの写真があれば写真など、です。国から出たブラウンフィールド助成金が、どこでどれくらい給付されているのか、そのあたりをキッチリ情報開示しているのですね。

こうしてみると、ブラウンフィールド再開発を進めていくためには、熱心な自治体の自発的活動はもちろん、それを理解・支援する USEPA の活動との調和が大切なのかな、と思います。

来週は、Region 2 に所属するニューヨーク州の VCP についてお話いたします。

Thanks God It' s Friday!

Thanks God It' s Brownfield!!

環境メルマ 佐藤 (t.sato@ers-co.jp)

坂野のつけたし (banno@ers-co.jp)

さて、日本の環境省。2005年10月1日に地域の実情に応じた機動的できめ細かな環境行政を展開することを目的として、全国7か所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州の各地方）に「地方環境事務所」が設置されました。総務課、廃棄物・リサイクル対策課、環境対策課、国立公園・保全整備課、野生生物課がなかにあるんだそうです。環境行政における国と地方の新たな協働関係を築く拠点という触れ込みですが、正直なところ、何をもくろんで…もとい！どんな問題を解決しようとして設置されたのか、わたしにはよくわかりません。

最近、道州制の話が新聞紙上によく出てきていますが、何か関係あるのかしらん。誰か知りませんか？